

(別紙1) 番号法第19条第8号に定める提供先一覧

提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	6	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	56の2	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	90	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	93	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等	95	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成二十五年法律第六十三号附則第三条十一号に規定する存続厚生年金基金	117	平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの